

高知県事業者防災推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 事業者における南海トラフ地震防災対策（以下「防災対策」という。）を推進するため、高知県事業者防災推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 事業者における事業継続計画の作成の促進に関すること。
- (2) 講演会、研修会等の開催及び事例集等の作成に関すること。
- (3) 防災対策についての情報の収集に関すること。
- (4) 防災対策の評価及び公表の方法に関すること。
- (5) 事業者が地域と連携した防災対策を行うための仕組みづくりに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災対策を促進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で構成する。

(会長)

第4条 協議会に、別表に掲げる学識経験者、各事業者団体等の代表者又はその指名する者（1人に限る。以下「代表者等」という。）及び高知県の部の長の互選により会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 各事業者団体等の代表者等及び高知県の部の長は、会議に代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 会長は、第2条第1号の事項について促進を行うため必要があると認めるときは、会議に諮って協議会に部会を置くことができる。

2 部会の運営に必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年10月15日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、会長選出までの間は、危機管理部長が会議を招集する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	知事が委嘱する者
事業者団体等	1 高知県商工会議所連合会 2 高知県商工会連合会 3 一般社団法人高知県工業会 4 高知県建設産業団体連合会 5 高知県旅館ホテル生活衛生同業組合 6 一般社団法人高知県医師会 7 高知県社会福祉法人経営者協議会 8 高知県との間で高知県事業継続計画（BCP）策定推進プロジェクトの協定を締結した者
高知県	危機管理部 健康政策部 子ども・福祉政策部 商工労働部 観光振興スポーツ部 土木部